

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

がん保険の経理処理

Q：当社は、この度、次のような契約のがん保険に加入しました。経理処理の方法を教えてください。

- ・契約者 ————— 法人
- ・被保険者 ————— 役員、使用人
- ・保険金受取人 ——— 法人
- ・保険期間 ————— 終身
- ・保険料払込方法 ——— 年払

A：がん保険は保険期間が終身であり、途中解約等の時期によってはかなり高率の払戻金が生ずることがあるため、厳密に言えば、その保険料は保険期間の経過に対応しないものとも考えられます。しかし、次のような場合には、法人が、その払込の都度損金経理をしたときは、損金の額に算入されます。

$$\text{がん保険料} \times \times / \text{現金預金} \times \times$$

(損金算入)

- (1) 保険期間の終了（保険事故の発生による終了を除きます。）に際して支払う保険金額がないがん保険であること。
- (2) 法人が利益留保を目的としてその保険に加入するものでないこと。

なお、がん保険のなかには、無事故で保険期間を満了した場合には無事故給付金が契約者に支払われるものもありますが、これは、上記の保険には該当せず、その保険料は損金の額に算入することはできません。

この場合の保険料は、養老保険の保険料の取扱いに準じて、資産計上されます。

$$\text{保険積立金} \times \times / \text{現金預金} \times \times$$

(資産計上)

